

ひとり親家族支援政策の国際比較

——特集にあたって

船橋 恵子, 湯澤 直美, 魚住 明代, 相馬 直子

- 1 ひとり親家族支援政策の国際比較によって何を問うのか
- 2 4カ国を取り上げる理由と各国の特徴
- 3 4カ国比較から考える日本への示唆
- 4 ひとり親家族政策比較研究の発展のために

1 ひとり親家族支援政策の国際比較によって何を問うのか

近年、子どもの貧困問題への注目から、あらためてひとり親家族支援政策のあり方がクローズアップされるようになった。国際的に見ても、日本のひとり親世帯の貧困率は高い（OECD 2019）。

この背景には、様々な問題が存在している。ひとり親家族に固有のワークライフバランスの困難性に対して、支援の政策（良質な保育の供給、所得保障のある育児休業・病児休暇制度、労働時間規制など）が十分なのかどうか。ひとり親が安定した良い仕事につけるための職業訓練やキャリアアップ機会が、提供されているのかどうか。また、次世代の育成という持続可能な社会のための基本的営みに対して、子育ての費用（生活費、教育費、医療費、住宅費など）は、社会的に保障されているのかどうか。子どもの貧困、特に母子世帯の貧困問題を掘り下げていくと、各社会のあり方が鋭く問われるのである。

問題は貧困だけにとどまらない。ひとり親家族への偏見や差別の問題、子どもの権利保障の問題、ジェンダー平等の問題、グローバル化され経済格差の広がるなかでの再分配の問題、政府と企業と非営利団体の取り組みの組織化の課題など、様々な問題群につながっていく。「ひとり親家族」は、現代社会の諸問題が集中して現れる交差点なのである。

本特集は、ひとり親家族支援政策の国際比較を通じて、日本社会への示唆を得ることを目的としている。我々は、まず、比較対象国において「ひとり親家族」がどのように定義されているのか、どのような現状にあるのかを概観する。そして、現行の支援策を紹介したうえで、各国の歴史的文化的に固有な諸制度の生成と発展を描き出す。すなわち、どのような政治的アクターが、いかなる経済社会的な背景のもとに、どのような政策理念を掲げて、いかなるひとり親家族支援政策を形成し、発展あるいは展開させてきたかを考察する。そして、各国が工夫してきた支援策の意義を認めるとともに、限界や失敗の教訓についても冷静に捉えたい。国際比較においては、特定の国の政策を理想化するのではなく、共通点や違いを客観的に理解することが大切である。

本特集は、次のような5つの理論的な問いの視点を、背後に含んでいる。

第1に、家族の多様化・流動化とその社会的承認（差別の解消）という視点。半世紀の家族変動を概観すれば、社会によって時期やスピードは異なるものの、ひとり親家族の生成は、一般にパートナーとの「死別」から「生別」へとシフトし、ひとり親家族の割合は次第に増加してきて、無視できないボリュームになっている。その構造的背景として、パートナーシップの多様化・流動化と、親子関係の複雑化を指摘しなければならない。欧米諸国では、脱法律婚の実態が広がり、事実婚や同性婚が法的に承認され、また、離婚や離別が増加した。その影響を受けて、親子関係も複雑化し、事実婚や未婚の子どもの認知、共同親権、離婚・離別後の養育費の取り決めと履行、別れた両親の間を往来しながら育つ子どもの権利の保護、等々の課題群が浮上した。ひとり親家族とは、個人のががままや不運の結果ではなく、個人を尊重しようとする現代社会の構造に深く根ざした、多様な家族の形のひとつとなった。それゆえ、誰もが経験しうる家族の形として、ふたり親家族に引けを取らない社会的承認が必要である。一方、東アジアでは、脱法律婚の広がりは限定的であり、親族の関わり方も、欧米と少し事情が異なる。家族法のあり方の違いは、国際比較のひとつのポイントである。

第2に、子どもの権利の保障という視点。子どもの育つ環境としての家族は、それがどのような形であろうとも、健康的で文化的な最低生活が保障され、安全な親子の交流が維持され、また子どもが自らの潜在的可能性をひらく教育を受けられるようであればならない。具体的には、保育・教育保障、児童・家族手当、養育費の確保と面会交流の公的サポート⁽¹⁾等の制度が、いかなる理念のもとに、どのように整備されているのかを、国際比較していく必要がある。

第3に、再分配のあり方を問う視点。一般に、経済階層が低いほど、職業上の安定度も、家族上の安定度も、低い傾向がある。ひとり親家族と貧困との構造的な相関関係が存在しているとすれば、この悪循環を断ち切るための戦略的な社会的再分配が、必要である。単に論理的に言えば、家族ケアの負担からくる経済的不利については水平的（ユニバーサルな）再分配を、階層的不利については垂直的（ミーンズテスト付）再分配を行うべきであるが、実際に各国は、どのような最低生活保障と再分配の制度を備えているだろうか。家族のリスクを視野に入れた福祉レジームの再考につながる問いである。

第4に、無償労働（unpaid work）と有償労働（paid work）のジェンダー平等な社会的配分及び低償労働（低報酬の労働 underpaid work）問題の解決⁽²⁾という視点。例えば、育児や教育という人間の活動は、置かれた社会的文脈によって、有償労働、低償労働、有償ボランティア、無償労働などになり、その経済力格差がジェンダーという権力のひとつの源泉となる。父親が育児参加する時代になっても、無償の家事・育児労働の大部分は、女性によって担われており、低報酬のケア職種で多数を占めるのも、やはり女性である。このような労働のジェンダー階層構造が、ひとり親家族の困難、特に母子世帯の貧困の根本的原因である。根本原因を放置して、いくら対症療法を行っても、問題は再生産され続ける。我々は、家族の流動化・多様化の陰に潜む労働のジェンダー

(1) 特に、家庭内暴力が離婚原因となった事例には、注意深いサポートが必要である。

(2) 労働の再編の現代的諸相の分析については仁平（2011）と田村（2011）がジェンダー平等の視点から「労働」と「ケア」の問題を掘り下げているという点で示唆深い。

階層の問題に注目しつつ、各国の取り組みの意義と限界を評価したい。

第5に、ひとり親家族支援政策の担い手は誰か、変革の道筋を問う、という視点。政府の役割は当然として、企業や市場の役割、非営利団体の役割、当事者の運動、専門家（カウンセラーや法律家、研究者など）の役割にも、視野を広げて見ていきたい。単に福祉財政危機のために民間の力を活用するだけではなく、当事者の視点や専門家の知見を政府の政策に組み上げていく、変革力のある組織過程やその道筋はどのようなものか、という点を問いたい。各国は歴史的な経路依存性を背景に、ひとり親家族に関する諸制度を形成・展開させている。各国の道筋を振り返り、その転換点、影響を与えた（与えなかった）主要アクターと連帯の様相、政策資源、社会経済的背景について考察を重ねる。

以上のような社会学的問題意識と視点から、制度形成の国際比較を行い、日本への示唆を探る。そのために、我々は、キルキー（Kilkey 2000 = 2005）のような多数の国を取り上げて統計的に分析する手法ではなく、数カ国を戦略的に取り上げて、具体的かつ動態的な姿を描き出したい。もちろん、各国の政策は、それぞれ固有の歴史的背景に根ざしており、固有の枠組みを持っているので、日本が他国の制度をそのまま真似することは不可能である。しかし、各国の制度の持つ意味を普遍的レベルに抽象化して、その規範的原則を日本社会の現実に即して新しい発想の糧にすることはできるだろう。

2 4カ国を取り上げる理由と各国の特徴

本特集で取り上げるのは、フランス・ドイツ・韓国・日本の4カ国である。国際比較研究では、これまで異なった福祉レジーム間の比較が行われることが多かったが、本特集では、比較的近いと位置づけられてきたヨーロッパの2カ国と東アジアの2カ国、計4カ国を取り上げている。

(1) 4カ国を取り上げる理論的・実証的意義

G. エスピン＝アンデルセン（Esping-Andersen 1990 = 2001）の福祉レジーム論に沿って見ると、政府による普遍的なサービスや給付が発達した北欧諸国、市場を通じて多様なケアサービスを供給する英米諸国、キリスト教民主主義の伝統を持つ大陸ヨーロッパ諸国に区分される。なかでも保守主義や家族主義という言葉で括られる大陸ヨーロッパ諸国のフランスやドイツは、主として家族や宗教団体が福祉を担ってきた歴史があり、家庭や社会において強固ともいえるジェンダー役割が前提とされてきた点で、日本や韓国との共通項⁽³⁾を見いだすことができる。こうした意味で、ひとり親家族支援政策をレンズに、家族主義の多様性⁽⁴⁾を論ずることにもつながる。

他方で、所得保障や社会福祉の運営面では、北欧のように公的機関が直接責任を持つのではなく、民間非営利団体（家族支援団体や職能組織を含む）が政策を補完する形で福祉社会が発展してきたという特徴も有する。近年、社会保障、社会福祉行政をめぐる、公的責任が後退する方向に向

(3) エスピン＝アンデルセンの理論をもとに、日本や韓国は「家族主義的レジーム」（宮本・イト・埋橋 2003）としてその類似性が指摘されている。

(4) Leitner (2010) はケア政策を主軸に比較分析している。日本やアジアへの適用は Ochiai (2019) 参照。

けて改革の舵が切れつつある。福祉国家の公私のバランス変化とともに、各国の改革過程における「聖域」も浮かび上がるであろう。

多くのヨーロッパ諸国では1990年代をつうじてひとり親が政治的アジェンダの上位に挙げられ、ひとり親の世帯数の増加や構成の変化も伴い、ひとり親という集団の可視性が高まった。また、ヨーロッパ各国政府が公的福祉削減に舵を切り、より多くの責任を市場、家族、ボランティアセクターに転換したため、いかにシングルマザーが公的福祉に依存しているかが政治的課題となった。シングルマザーは女性の権利、国家と家族の関係、人種、階層をめぐるより広範な格闘の「試金石(touchstone)」である。またシングルマザーは、近代福祉国家によってもたらされる最も難しい問題のいくつかに直面するという意味で、ある種の「境界例(border case)」でもある(Lewis and Hobson 1997: 1-2)。

最新のひとり親に関する国際比較研究であるNieuwenhuis and Maldonado (2018)は、ひとり親は不十分な資源、雇用、政策の「三重の束縛(Triple Bind)」に直面し、それが相まって生活を複雑にしていることを、スウェーデン、イギリス、アイスランド、スコットランドの詳細なケーススタディ等で描き出している。ひとり親の資源は、教育や職業経験、そして世帯に1人だけの稼得者とケア提供者がいるという不利な点に関連して、自分自身と家族を養うには不十分であるという大きなリスクがある。貧困、良質の仕事、中産階級、富、健康、子どもの発達と学校でのパフォーマンスなど多方面からひとり親家庭の実態を分析し、社会正義について考察している。本特集においても、このような問題意識を共有している。

日本を含むひとり親家族支援政策の国際比較を行った先駆的な研究として、マジェラ・キルキーによる20カ国の比較を挙げることができる(Kilkey 2000 = 2005)。なお、韓国は比較対象に含まれていない。キルキーは、女性労働とケア、すなわち雇用政策上の母親の位置づけと社会保障制度に着目した分類を行った。「貧困でない労働者」グループに含まれるフランスは、高い就労率を保ちながらケアの担い手であることが両立できているとされる。他方で、日本とドイツはともに「貧困な労働者」グループに分類され、ひとり親の母親は、育児に専従するよりも就労する傾向が強いが、貧困リスクを回避できないとされる。稼得とケア役割を一手に担うひとり親の生活を成り立たせるには、「女性が子育て期をとおして雇用労働とケアの連続的な期間を容易に移動できるよう作用する政策」(Kilkey 2000 = 2005: 270)の整備が鍵となる。

次に、韓国と日本を含む国際比較として、杉本貴代栄・森田明美らの研究が挙げられる(杉本・森田 2009)。そこでは、政策内容の比較と聞き取り調査をもとに、異なる福祉レジームに属するアメリカ・日本・韓国・デンマークの4カ国を比較し、当事者の観点を踏まえた政策課題が論じられている。結論部分において、日韓はともに「福祉政策の弱い施行」と「男女平等政策の弱い施行」の象限に位置づけられており(杉本・森田 2009: 318)、両国の類似性が指摘されるが、この書の刊行からすでに10年余を経た現在、韓国の家族・ジェンダー政策には、日本以上に早い展開が見られる。本特集で韓国を取り上げ、日韓の政策形成過程の相違を踏まえることで、日本における迅速な政策導入のヒントが得られると期待される。

他に、日本・韓国・フランスのひとり親家族の比較研究として近藤(2013)がある。本研究は各国のひとり親家族の「不安定さのリスク」と現在の支援システムについて明らかにし、そのリスク

を回避するための日本への示唆について論じている。家族の個人化が進んだフランスと進まない日本と韓国，そして，家族政策が充実したフランスと，いまだ家族政策が不十分な日本と韓国を比較し，不安定さのリスクを回避する社会システムのあり方を示す。日本と韓国の類似性，そしてフランスとの差異が指摘される。韓国のひとり親家族支援法やワンストップ型のひとり親家族支援が日本へも参考になると示唆する。

本特集では，以上の先行研究の成果を踏まえつつ，4カ国の詳細な比較に取り組んでいく。

（2）4カ国の特徴

本特集で取り上げる4カ国の特徴は，以下のように要約することができる。

フランスは，歴史的にはカトリックの影響が強く，家父長的家族観が支配的であったが，ジェンダー平等と多様な家族の社会的承認にあわせて，ひとり親家族支援のあり方を変化させてきた。フランス固有の政治的制度（家族手当金庫，家族協会連合，ひとり親家族組合など）のもとで，養育費の確保に関わる公的な介入と一時的立替払い制度，豊富な家族手当のなかのひとり親加算の仕組み，低所得者に対するアクティベーション政策，3歳からの無償の公教育制度など，有効な政策が見られるが，ひとり親家族の抱える構造的な困難に対して，まだ多くの課題が残されている。

ドイツは，特に西ドイツにおいて家父長制が強く，性役割分業に基づく家族がモデルとされたが，東西ドイツ統一による政治経済的な変化や，今世紀初頭の社会保障・労働市場改革などを経て，幼い子どもを持つ母親の就労を推奨する社会へと変化してきた。家族政策において，養育費立替制度の改正をはじめとする経済支援の強化とともに，保育や子どもの社会参加を促進する施策が進められている。その際，政策を補完し改変する推進力を持つ社会福祉団体が重要な役割を担っている。

韓国では，多様な家族形態への社会的承認が進むなかで，ひとり親家族への支援も急速に整備されてきている。文在寅政権下では，福祉政策や貧困対策拡充とともに，ひとり親に対する新たな諸改革が打ち出された。韓国のひとり親支援家族政策の特徴として，福祉・教育・労働分野の制度改革と，家族関係の再定義が同時並行で進められていることが挙げられる。新型コロナウイルスの影響により，急激に変化する社会経済的状況のなかで，ひとり親家族など脆弱階層に対応するべく政策議論が展開されている点も注目される。

日本では，戸籍制度により婚外子への差別的な対応を所与のものとしてきた経緯がある。また，夫婦別姓が制度化されず，離婚に伴う社会的不利が女性に偏在する。くわえて，男性稼ぎ主モデルが強固である社会政策の特徴から，ひとり親家族の経済的貧困，時間的貧困が顕著である。社会福祉における制度対応は，長らく「母子福祉」「寡婦福祉」として運用され，父子家族は制度外の存在とされてきた。児童扶養手当が父子家族にも適用されたのは2010年のことである。近年は，「就労促進による自立」を追求する政策が展開され，国際的にみても高いひとり親家族の貧困率を解消する所得再分配政策は脆弱である。

3 4カ国比較から考える日本への示唆

フランス，ドイツ，韓国，日本の4カ国のひとり親家族支援政策の比較を通していかなる示唆が

得られるか、1節で提示した視点を踏まえ、日本のひとり親家族支援政策への知見、及び、ひとり親家族が照射する日本社会への知見の双方を視野に入れ、整理していく。むろん、いずれの国においても、ひとり親家族が社会的に脆弱な生活基盤にあることに変わりではなく、各国の制度・政策をいかに改善すべきか、という点については、本特集の各論文で検討されているので参照されたい。

(1) 家族の多様化・流動化とその社会的承認（差別の解消）

第1に、家族の多様化・流動化とその社会的承認（差別の解消）という視点においては、日本は家族変動に即した法制度の改革が極めて遅滞しているという点が特徴的である。戸籍により制度化された家族がジェンダー不平等を基底に構成され、第二次世界大戦後にも一貫して不動のものである点は、家族関係登録簿に踏み切った韓国との大きな相違である。家族単位の戸籍制度のもと、ひとり親家族への社会的承認が浸透しないばかりか、税制や社会保障制度上の婚外子（非嫡出子）へ差別的待遇を温存させてきた社会的背景から、日本の出生動向をみると婚外子の出生率は極めて限定的である。このような動態は、脱法律婚の実態の広がりとともに事実婚や同性婚を法的に承認する国が増加している欧米諸国とは明瞭な差異であり、いまだ日本のひとり親家族はマイノリティ家族としての社会的位相にあり、とりわけ、非婚のひとり親において顕著である。このように、法制的にパートナーシップの多様化・流動化が進行しない日本社会のなかでは、戸籍制度は夫婦同姓による異性愛法律婚カップルに人々を吸引し、女性を被扶養の立場へとコントロールする社会的装置として機能している。

規範的家族像からの逸脱というひとり親家族への社会的なまなごしをいかに転換できるのか、各国の動向から示唆されるのは次の点である。

フランスに固有のカップル関係制度は、民法において「婚姻」「民事連帯契約」（通称「パックス」）「事実婚」の3形態が記され、いずれにおいても同性と異性のパートナーシップを認めている。ひとり親家族の定義も日本と異なり、近年の敢えて別居を選ぶ夫婦も、離婚に向かっている別居状態の夫婦も、ひとり親家族と見なされる。また、親の再カップル化をはじめとして家族の流動性が高く、フランスではひとり親家族は、人生の一時期に経過しうる家族の多様な形のひとつ、カップル関係の多様化と流動化によって生じる家族の過渡的形態として、当たり前の形と捉えられている。家父長的家族観から脱出して、より男女平等的で多様な家族のあり方を模索してきたフランス社会の制度変革過程は、ひとり親家族の現実の困難を解決するための諸制度の創設や改編を促してきており、ジェンダー平等な家族制度への志向性が、ひとり親家族の社会的承認において重要であること示唆している。

韓国では、実質的に戸籍制度の廃止、個人登録簿への移行になって以降、ひとり親家族への「社会的承認」という点では少しずつ変化がみられるものの、依然として婚姻制度に基づく規範的家族像が根強い。非婚母子は依然として厳しい状況に置かれており、当事者団体も「未婚母」への偏見をなくすための活動を活発化させている。家族の多様化に対する社会の寛容性を高める諸政策が導入されてきたものの、近年では若年層を中心にジェンダー間（男女間）の対立が先鋭化している。特に若年男性でフェミニズムに対して否定的な認識が高く（春木2020：216）、男性と女性の間の断絶が深まっていることは、ひとり親家族にも逆風になりかねない。

ドイツにおいても、家族が多様化していく現状を追認する形で、婚外子の処遇や相続分の平等などの法整備が進められてきている。ひとり親への差別や偏見には地域差が大きく、現在でも払拭されているとは言えないが、ひとり親家族の「社会的承認」及び理解の広がりには、子どもの貧困が社会問題として注目され、少子社会のなかで子どもの育成に関心が集まっていることも大きい。

（2）子どもの権利保障

第2に、子どもの権利の保障という視点について、①教育費の公的支出、②養育費政策、という観点からみていこう。

4カ国比較においては、いずれの国でもひとり親家族の貧困・低所得問題は十分な解消がなされておらず、勤労所得の増加・社会保障給付・養育費の確保にくわえ、家計における支出を抑制する政策が必要とされている。そのような点では、教育にかかる費用の無償化をはじめとする公的保障は、ひとり親家族の子どもの進路選択や修学の保障として重要となる。経済協力開発機構（OECD）が、加盟国における一般政府総支出に占める初等から高等教育に対する支出（公財政教育支出）の割合をみたデータによると、2016年時点では日本の割合は7.8%であり、OECD平均10.8%を下回り、比較可能な35カ国のうち下位から3番目の低い数値であった⁽⁵⁾。フランスは8.4%、ドイツは9.4%、韓国は12.9%であり、4カ国比較のなかでも日本は最も低い位置にある。

実際の教育費用の負担のあり方についてみると、フランスでは3歳未満の保育保障は十分ではないという課題があるものの、3歳からの無償の公教育から高等教育に至るまで教育保障が達成されている。家族手当も20歳までであり、低所得家庭の子どもには、新学期手当が支給される。

ドイツでは、連邦制のため州ごとに保育や教育に関する規定が異なる。ひとり親家族や移民の家族の割合が多いベルリンでは、すでに公的保育の無償化を実施しており、他州にも広がっていく傾向にある。また、昼食代、教育活動費、活動に関わる交通費の支給なども進められている。韓国でも全階層に対する保育の無償化が2012年から始まり、ソウル市など地方自治体では給食の無償化政策も拡充している。

日本においては、幼稚園・保育所・認定子ども園及び地域型保育を利用する3歳から5歳までの子どもの費用を無償化する制度が2019年より実施されているが、保護者が直接負担する費用（通園送迎費、食材料費、行事費等）は、無償化の対象外である。義務教育である小学校・中学校では、公立の場合には授業料は無償であるものの、修学旅行費・給食費・学用品費・学校行事費・学級費・PTA会費等の学校納付金や給食費など様々な実費負担がある。そこで、低所得世帯に対して実費またはその一部を支給する就学援助制度が設けられているものの、地方自治体による運用の格差が課題である。2020年4月からは、大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校専門課程（専門学校）に在籍する住民税非課税世帯の学生を対象として、授業料等減免と給付型奨学金からなる「高等教育の無償化」が導入されたが、その対象は限定的である。

ひとり親家族の経済階層的な不利が進路選択への不利となって貧困の世代的再生産に連なるとい

(5) 出典は、OECD ホームページ Education at a Glance 2019 OECD Indicators (<http://www.oecd.org/education/education-at-a-glance/>) Table C4.1.Total public expenditure on education as a percentage of total government expenditure (2016) (2020.8.24 最終閲覧)

う問題は、日本の階層研究のなかでも指摘されている（稲葉 2011, 余田 2012）。同様に韓国でも、ひとり親家族の子どもの進学に対する影響が指摘されている⁽⁶⁾。しかし、ヨーロッパでは少し事情が違うようである。

フランスでは、大学への直線的進学のほか公立の職業教育コースが早くから多く用意され、自らの適性にあわせて進路を決めていく。一般的に進学のために予備校や塾に通うという現象は、グランゼコールを目指す一握りのエリート候補生にしか見られない。しかし、歴史的に教育体系の選別的機能は日本より強固で、グランゼコール出身者が若くして企業や行政の幹部になり社会の指導者となるという構図があり、誰にとってもエリートコースに乗るのは簡単ではない。教育格差問題というより、学歴階層社会の問題がある。ドイツでは、高等教育が無償とされており、家庭の経済的な理由が大学進学を阻む理由にはならない。就学中は、25歳になるまで児童手当が給付され、手厚い教育奨学金制度も整備されている。高等教育への進学率には、家庭の経済力よりも親の学歴や教育観がより強く影響を及ぼすようである。独仏に共通な教育費の徹底した無償化は、教育格差を和らげる。高等教育段階での教育格差を解消するためには、公教育に対する重点的な配分が求められる。次に、養育費政策についてみると、日本の養育費問題の根底には「養育費に関する社会規範の不在」があり、国家の非関与が一貫していると指摘されている（下夷 2008）。2002年に改正された母子及び寡婦福祉法では、非監護親が養育費を支払うよう努めることが明記され、2003年に改正された民事執行法では養育費の強制執行の制度の改善がなされ、2007年には養育費相談支援センターが創設されるなど、2000年代に入り養育費が政府の政策課題として注視されるようになったものの、養育費の取り決めをしている母子家族の母親は42.9%にとどまり、離婚した父親からの養育費を調査時点で受給している母親は24.3%にとどまっている⁽⁷⁾。日本の養育費政策は、フランスの養育費回収制度、ドイツの養育費立替制度の拡充などのような国家関与ではなく、私的扶養としての個人の努力の称揚という政策的位置づけが強い。厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」では、実際の養育費の取り決め状況、受給状況を学歴階層別に把握しているが、低位な学歴階層ほど取り決め率も受給率も低いという階層問題が明瞭となっている。社会階層的な不利による子どもの育ちの格差を是正するという観点からも、国家がいかなる関与をすべきか、検討が必要である。韓国では2020年6月国会での養育費支払いの履行を強化する法案が可決され、政府が養育費を月20万ウォン（100ウォン＝9.1円（2020年10月7日現在））まで支援し、養育費義務者が支払わない場合、国税滞納処分の形で徴収するようにした。韓国では養育費直接支払い命令の制度化（2009年）、養育費徴収管理院の設置などが進んできたものの、2018年ではひとり親家庭の78.8%が養育費を受けておらず、さらなる国家関与が求められている。養育費を支払わない親たちの個人情報公開するWebサイト（Bad Fathers）の活動や当事者団体の運動によっても、養育費問題が社会問題化している。

（3）ひとり親家族と貧困との構造的な相関関係

第3に、ひとり親家族と貧困との構造的な相関関係が存在しているとすれば、いかなる社会的な

(6) 詳細は本特集の相馬直子「韓国のひとり親家族支援政策」を参照されたい。

(7) 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」より引用。

戦略が求められるのか，最低生活保障と再分配の制度の視点からみていこう。家族の流動化・多様化の陰に潜む労働のジェンダー階層の問題に注目しつつ，各国の取り組みの意義と限界から特に重要になってくる点であると考ええる。労働と福祉の再編，ワークフェア型政策への展開から各国の示唆を考えたい。

4カ国比較のなかでは，いずれの国においても社会保障財政の縮減や制約が政策課題となっており，福祉国家再編の過程で最低生活保障の再考が迫られ，労働と福祉の再編が進行している。

日本では，公的扶助として位置づく生活保護制度が，厳格なミーンズテストや扶養義務の履行を伴うがゆえに，生活保護基準以下の低所得世帯を十分に捕捉できていないという現状がある。2000年代に入ると，「就労促進による自立」が強調される一方，主に生別のひとり親世帯を対象とした児童扶養手当制度には，受給開始から5年を経過した場合に一定の条件下にないと支給停止をとるという運用が新たに導入された。このような制度改変は，「児童扶養手当の公的扶助化」（藤原2004）ともいえ，生活保護基準の引き下げとともにワークフェア的な手法が強められている。

フランスでは，きめ細かな諸家族手当にくわえて，2009年から積極的連帯所得手当（RSA）という就労所得を上乗せしていく制度がある。その効果は，まだ検証されていないものの，財政難からの単純なカットダウンではなく，アクティベーションを目指す制度として注目される。

ドイツでは，今世紀初頭に労働と福祉を組み合わせた改革が行われ，ひとり親の就労による自立を促したが，現実には，幼い子どもを持つ母親が労働市場に投げ出されたことの弊害は大きく，低賃金での長時間労働や保育問題等に批判が寄せられてきた。近年の給付制度の見直しや保育・教育支援の導入は，ひとり親家族の貧困リスクを低減し就業による自立を政策的に補強しようとするものである。

韓国は1990年代後半，公的扶助制度が導入された。これは，労働と福祉の連携を強く意識した仕組みであり，ワークフェア的な要素とアクティベーション的な要素を併せ持つ。補完型所得保障や支援サービスを政策手段として用いながら労働と福祉をつないでおり，福祉の側面ではワークフェア的手法を，労働の側面ではアクティベーション的な手法をとっている（松江2017）。

中村（2019）が指摘するように，アクティベーション政策は「失業による貧困（poverty in unemployment）」を「就労貧困（in-work poverty）」へと移し替えただけなのではないかという疑念は払拭されない。積極的労働市場政策も，それが社会的給付の切り詰めを伴う場合は，非標準的雇用への不本意な就労を人々に余儀なくさせ，就労貧困と排除に直面するというリスクを拡大させかねない（中村2019：14-15）。

就労貧困という課題に対して，4カ国は労働と福祉を連携させたアプローチで共通している。くわえて，ひとり親への就労貧困に対しては，社会的給付や保育・教育支援をつうじて，就業による自立を補強しようとするアプローチであり，その補強の充実度が各国で異なっているといえる。

（4）無償労働と有償労働のジェンダー平等な社会的配分，及び低償労働の解決

第4に，無償労働と有償労働のジェンダー平等な社会的配分，及び低償労働の解決をいかに図れるか，という視点についてみていこう。前述の「就労貧困（in-work poverty）」は，まさに低償労働（underpaid work）の問題であるが，どの国もまだ有効な解決の決め手になる政策を持ってい

るとは言えず、難しい課題である。

また、OECD 報告書によると、加盟国において、有償・無償労働のいずれの分野においても男女間の平等を達成している国はなく、実際に、有償・無償労働に費やされた時間を合計すると、ほぼ全ての OECD 加盟国で男性が女性より少ないとも指摘している⁽⁸⁾。

4カ国比較でみると、日本・ドイツ・韓国は、男女の性別役割分業のもとで男性稼ぎ主モデルが定着してきたなかで、女性の就業率が低く、また、家事・育児といった無償労働が女性に偏在する傾向にあった。フランスは、女性の就業率は比較的高いが、移民女性を家事育児労働者として雇うことで解決されてきた経緯がある。

日本は、依然として、OECD 諸国のなかでも家事・育児時間の男女別負担割合が偏っている国に位置する⁽⁹⁾。くわえて、子育てを夫婦間でどう担うかという育児役割への意識についても、女性自身が「主に妻が担う」と考える母親規範を内包する傾向も、いまだ根強い。「平成 27 年度調査 少子化社会に関する国際意識調査報告書」(内閣府)では、就学前の子どもの育児における夫・妻の役割に関する考えを尋ねているが、「主に妻が行うが夫も手伝う」という女性の回答者は、日本で 63.3%、韓国で 53.4%、フランスで 40.6%であったのに対し、「妻も夫も同じように行う」という女性の回答者は、日本で 28.2%、韓国で 41.3%、フランスで 39.5%であった(データは 2010 年、ドイツは調査対象外)。このような母親が育児を担うことに価値を置く母親規範は、企業社会における女性労働者へのマタニティハラスメントや雇用差別と相まって、労働のジェンダー階層構造を支えている。このような社会構造は、ひとり親家族の困難、特に母子家族の貧困の根本的原因であり、シングルマザーはケアレスパーソンとして労働と子育てに引き裂かれる日常を、選択の余地なく生きざるを得ない。

ドイツやフランスでは、今世紀に入ってから、父親の親時間(育児休業)取得の促進を図る政策を導入するなどして、政府主導で家庭におけるジェンダー役割の平等化を推進している。韓国でも、育児休業制度に「パパの月」導入(2014年)、パパ育児ボーナス制導入など、少子化対策のなかでキャリア断絶女性への支援がイシュー化されたことを背景に、男性だけの取得(非譲渡期間)を促すことで、男性の育児休業取得の推進が進められている。配偶者出産休暇の有給化も実現した。しかし、雇用保険に未加入の自営業者や失業者は制度から排除され、雇用の安定性によって格差が生じている。雇用保険制度を活用した政策は格差を生むという問題がある。

日本は家族関係社会支出の対 GDP 比が 1.29% (2016 年度)であり、その低さが指摘され続けてきたが、支出規模の拡大と財源構造の改革とセットで家族政策支出を充実させるべきである。フランスの家族手当金庫は日本でもよく参照されるが、子ども・子育て・ジェンダー関連の支出規模とその財源構造について、社会保険のみならず租税の位置づけが問われなければならない。

(8) 内閣府『令和元年版 少子社会対策白書』。OECD 報告書“Dare to Share : Germany’s Experience Promoting Equal Partnership in Families” (2016)。

(9) OECD Gender Data Portal 2016 「一日当たりに子育てでその他無償労働に費やす平均時間 (15 ~ 64 歳, 男女別) 各国平均値。

（5）ひとり親家族支援政策の担い手と政策の枠組み

第5に、ひとり親家族支援政策の担い手は誰か、いかなる政策の枠組みで改革が進行しているか、という視点から考えたい。

日本はそもそも公的に家族政策という枠組みを持たず、規範的な家族像を温存したまま、個別的な政策がパッチワークのように展開されている。一方、韓国は「ひとり親家族支援」という枠組みが2007年以降形成されてきた。その背景には、少子化対策としての家族政策の拡充という大きな国家課題がある。1960年代からの人口抑制政策、そして1996年以降の低出産対策ともに、韓国の家族政策は人口政策である。国務総理直轄の研究機関が政策資源を提供してきた経緯がある。ドイツも、韓国と同様に出生減退への対応が重要な政策課題となっている。戦後久しく、プライベートな領域への国家の干渉をタブー視してきたが、今世紀に入り、出生率の目標値を掲げる等の変化が見られる。移民の背景を持つ家族の多くが貧困リスクを抱えているという事実も、家族の貧困化防止を政策課題とするファクターとなっていると考えられる。フランスでは、人口政策に限らない広い家族政策の機構が、戦後の社会保障体制として確立されている。多子家族、貧困家族の支援から始まり、ひとり親など何らかの弱点を持つ家族や障害者を含む家族、住宅問題や社会的排除による失業問題などにも、裾野を広げている。

ひとり親家族支援政策の変革力を、①政策と運動の回路、②政策理念、特にジェンダー平等や再分配の理念を入れ込むアクター、③政策資源（理論、理念、統計、情報）でみてみよう。政策と運動の回路では、4カ国のなかでも特にフランスと韓国の回路が際立つ。女性運動はジェンダー平等の理念をひとり親家族支援政策の改革に入れ込み、その背景にはジェンダー研究、ジェンダー視点からの政策研究という政策資源がある。

韓国の場合は、女性運動の組織力の高さとともに、女性運動、フェミニスト女性議員、フェミニスト研究者の連携が、政策と運動の回路を強固にしている。また、国立系政策シンクタンクが運動と政策をつなぐ役割を果たしている。大統領も、ジェンダー平等への理解を社会的にアピールすることが不可欠となっていることも、ジェンダー平等の理念を政策に埋め込むうえで重要な役割を果たしている。さらに女性家族部が主管となることで、ひとり親家族支援政策をめぐる政策資源が一元化され、ジェンダー平等の理念を政策に具現化しやすくなっている。

フランスの場合は、1970～80年代のひとり親家族支援政策の形成・発展期においては、政府と家族手当金庫の社会保障エキスパートたちと、家族協会連合の傘下にあるひとり親家族当事者の女性運動とが、相乗的に働いて新しい支援制度を創出してきた。彼らは、脱家父長制、働く母親モデルという共通の政策理念を持ち、統計研究などの政策資源や、政治的な意見表出回路も持っている。だが、いったん制度が確立した今日では、フェミニズム運動の主力は家族協会連合の外にあり、初期のような変革力は変容している。

さらに4カ国のなかでも、とりわけ韓国では、2000年以降、短期間で圧縮的に諸改革が進行した。特に転換点は2007年からのひとり親家族支援政策と、近年の子どもの権利保障をめぐる政策展開である。一方でフランスは、1970年代から50年かけて徐々に進行している。まず、あまりに遅れていた家父長制を打ち破ることから始まり、次第に労働、家庭、生殖、政治などあらゆる場でのジェンダー平等化を模索していった。フランスの長きにわたる格闘と、韓国の圧縮的な諸改革の

進行と比較すると、日本のさらなる改革の必要性がより際立つ。

4 ひとり親家族政策比較研究の発展のために

(1) 理論的な展開可能性

本特集をつうじて、ひとり親家族支援という問題は、ジェンダーと階層が交錯する問題であり、両者をどう理論的な俎上へのせるかが重要な論点となることが示された。では、理論的な展開可能性をどのような方向で考えるか。ここで議論の補助線として、Htun and Weldon (2018) を参考に考えたい。Htun and Weldon (2018) は、ひとり親家族支援政策自体に関する比較研究ではないものの、ジェンダー政策の比較研究という点では本特集と重なり、ひとり親家族支援政策にジェンダーと階層の両視点を組み込んだ動態的分析への理論的示唆を与える。同書は70カ国におけるジェンダー正義と平等 (Gender Justice and Equality) を促す政策を分析してその類型化を示し (次頁表1)、ジェンダー正義と平等を促すための重要なアクターと制度を析出している (次頁表2)。

ひとり親家族支援は、家族法、保育・教育、所得保障・手当、住宅、労働政策、家族法など幅広い支援策から構成される政策パッケージであり、Htun and Weldon (2018) のいう、地位・立場に関する政策 (Status policies) と階級 (階層) 政策 (Class policies) が交錯する。

まず、Htun and Weldon (2018) の議論から簡潔に説明する。地位・立場に関する政治・政策 (Status politics, Status policies) とは、他集団との相対的な地位や立場の違いに基づいた不正義 (status-based injustices) を解消することをめぐる政治や政策である。劣位集団としての女性が、暴力・周辺化・排除にさらされやすく、政治的・社会的な生活において対等な人間として参加を妨げられる不正義を、改善しようとするものである。こうした政策は、①歴史的に女性を男性より劣位に置く家族法の改革、②家父長的な態度と誤認に根づいた女性に対する暴力の撲滅策、③職場における均等待遇と差別解消、④中絶、避妊、その他女性の生殖や身体への自由化、⑤意思決定やリーダーの場に女性の参画を促すジェンダー割当から構成される。またジェンダーシステムは、女性に他の損失を与え、その多くは再生産労働やケアワークに直結している。女性の無償労働に、政府や民間企業はフリーライドしている。

次に階級 (階層) をめぐる政治・政策 (Class politics, Class policies) である。ジェンダー平等は女性間での不平等の問題を提起する。階級 (階層) や人種で構造化した社会において、ある女性や男性は、他の人が得られない機会を享受する。異なった階級 (階層) 間の女性は、ケアに対して異なった経験をする。豊かな女性は再生産労働を購入し、貧困な女性はそうすることができない。その結果、貧困な女性は、ケアワークの義務を軽減する支援を提供してくれる国家や親族ネットワークに依存することになる。ジェンダー平等政策は、異なる階級 (階層) の女性間に資源へのより平等なアクセスを促進する。育児休業や政府支援の保育もそうである。労働市場で優位な立場にいる女性ほど、育児休業など両立支援を享受しやすいという点で、階級 (階層) 政策である。くわえて、中絶や避妊への公費投入も階級 (階層) 政策である。中間層以上の女性は保育サービス、中絶・避妊を市場で購入することができるものの、貧困層や労働者階級の女性が生殖の権利を行使することや、保育サービスを利用するには、政府の公費支援に大きく左右される。

表1 ひとり親家族における女性・子どもの権利を促進する政策

		政策は宗教的教義, 形式的な伝統, 主要な文化集団の聖域的な言説に挑戦しているか?	
		教義的でない (Nondoctrinal) 政策課題に挑戦	教義的な (Doctrinal) 政策課題に挑戦
政策は女性の権利を地位・立場もしくはジェンダー階級 (階層) グループとして主に高めるか + 政策は子どもの権利を地位・立場もしくは階級 (階層) グループとして主に高めるか	地位・立場	女性に対する暴力防止 ジェンダー割当 憲法上の平等 職場での法的平等 父子世帯というひとり親家族支援 子どもに対する虐待・暴力防止 子どもの権利保障 I	家族法 中絶の合法化 生殖の自由 多様な家族の社会的承認を促す家族法改革 婚外子差別の解消 子どもの権利保障 II
	階級 (階層)	育児休業 保育への公費投入 公教育の拡充 ひとり親に対する現金給付・社会サービス 養育費確保への公的介入 保育・教育の無償化, 子どもの貧困支援 III	中絶や避妊への公費投入 離婚・非婚ひとり親への公費投入 IV

出典: Htun and Weldon (2018: 230) をもとに筆者らが加筆。
網かけは原文どおり。囲み部分は筆者らによる加筆。

表2 各政策類型に対する重要なアクターや制度

	教義的でない (Nondoctrinal) 政策	教義的な (Doctrinal) 政策
男女の地位・立場に関わる政策 (Gender status policies)	フェミニズム運動 (+) 国際的な合意 (+) I	宗教 (-) フェミニズム運動 (+) II
階級 (階層) に関わる政策 (Class policies)	左派政党 (+) 社会経済的状況 (+) III	宗教 (-) 左派政党 (+) IV

出典: Htun and Weldon (2018: 231)

さらに, Htun and Weldon (2018: 18) では, 宗教的な政治 (Religious politics) として, 教義的な地位イシュー (doctrinal status issues) を挙げ, 宗教の政治的役割に着目することが重要だと論じている。宗教団体が強ければ人々のジェンダーや家族への態度が伝統的になり, 女性の権利政策を限定的にしようと政府に圧力をかける。逆に, 宗教的敬虔さの弱い社会では, 政府官僚は, 世俗的な男女平等政策を公布することによって失うものは少ないだろう。分析的には, 表1の「教義

的かどうか」(Doctrinal/Nondoctrinal)は、宗教団体に反対されやすいかどうかを意味している。

以上の「地位・立場に関する政策」と「階級(階層)政策」に、本特集の主題であるひとり親家族支援政策をあてはめて考える。父子世帯への支援は、ひとり親家族支援政策における脱ジェンダー化を促進するという意味で、地位・立場に関する政策として位置づけられる(表1・I)。また、家族法は婚姻、家族形態、扶養義務など家族のありようを規定するものであり、多様な家族の社会的承認を促す家族法改革・婚外子差別の解消は、地位・立場に関する政策として既存の伝統的価値観の見直しを迫る(表1・II)。さらに、ひとり親に対する現金給付や社会サービスの諸政策は、ひとり親でも特に貧困層や労働者階級の女性がケア・労働・自分の人生のバランスをとれるかどうかを大きく左右するという意味で、階級(階層)をめぐる政策である(表1・III)。

くわえて、ひとり親家族支援は子どもの権利保障や子ども向けの政策も対象に含まれるという点で、政策は子どもの権利を地位・立場に関する集団、もしくは階級(階層)集団として高めるかが同時に問われなければならない(表1)。子どもに対する虐待・暴力への対策、権利保障は子どもにとっての地位・立場に関する政策である(表1・I)。また、子どもを権利主体と見なす発想はややもすれば伝統的価値観に反し、子どもの権利と義務とはセットであるという保守的考え方も根強い。地方自治体による子どもの権利条例をめぐる議論が象徴的である。よって子どもの権利保障は教義的な地位イシュー(doctrinal status issues・表1・II)にも位置づけられる。さらに、公教育の充実、保育・教育の無償化、子どもの貧困支援の拡充、養育費の確保は、貧困層や労働者階級の子どもの生活の質向上という点で、階級(階層)政策と位置づけられよう(表1・III)。そして、離婚・非婚ひとり親への公費投入は、婚姻規範に抵触するという意味で教義的な問題であり、子ども・女性の貧困を改善するうえで重要という点で、階級(階層)政策と位置づけられる(表1・IV)。

では、各政策類型に対する重要なアクターは誰であり、それを支える制度は何か(表2)。Htun and Weldon(2018)の比較分析によれば、フェミニズム運動は、教義的でない政策では、地位・立場に関する政策と階級(階層)政策ともにプラスの影響を与えるとともに、教義的な政策でもプラスの影響を与えており、改革を主導する重要アクターである。また、国際的な合意(EU指令等)も、教義的でない政策で地位・立場に関する政策にはプラスの影響を与えている。教義的でない階級(階層)政策にプラスの影響を及ぼすのは社会経済的な条件と左派政権である。宗教は教義的な政策の地位・立場に関する政策と階級(階層)政策ともにマイナスの影響を与えている。なお、フェミニスト運動と子ども団体との連帯が、その社会の子ども政策を発展させるうえで重要だということが、アメリカを中心とした保育政策の歴史研究(Michel 1999)から示されている。各社会のフェミニスト運動と子ども団体との連帯の様相も問う必要があろう。

本特集でも、各国のひとり親家族支援政策の形成と展開をみるうえで、アクター、アクター間の連携、社会経済的条件も含めて記述されているものの、理論的に十分に精緻化することが課題となる。

(2) 今後の研究課題

ひとり親家族への照準、及び、政策の形成と発展過程の動的国際比較という方法は、豊富な論

点に導いてくれるが，我々の研究は，まだその端緒についたばかりである。比較しきれなかった論点も多々あるが，今後の課題として，特に重要と思われる点を挙げておきたい。

第1に，各国のひとり親家族支援政策の形成と発展のプロセスの包括的・動的な分析が深められなければならない。具体的には，①法制度的なパートナーシップの多様化・流動化の進行，②フェミニズム運動の活発化，③ジェンダー平等主流化，④ワークライフバランス政策の主流化，⑤貧困・格差対策，⑥子どもの権利保障，⑦規制緩和・新自由主義的改革のもとでの新たな再分配システム，という7つの課題が，各国でいつ頃，どのようなアクターによって，どのように政策課題として浮上し，どのような交渉をへて，制度改革につながったのかを，詳細に比較分析していかなければならない。

第2に，「ケア労働」と「女性労働」をともに再構築するような社会政策論に向けて，社会構想を展開していく必要がある。持続可能な社会のためには，「ケア労働」がジェンダーから自由な尊厳ある労働でなければならず，「女性労働」の不安定さや低賃労働性を改革していかなければならない。これまでの議論は，主婦労働の評価や男性の家事育児参加，男性の育児休業取得促進など（それ自体は重要なこと）のレベルでとどまっており，ケア労働の担い手が貧困に陥る社会経済的構造にまで踏み込んだ議論が少なかったのではないだろうか。ケア労働単価を上げて，補助金によって，利用単価は下げられる。保育や介護の準市場のあり方，そこへの政府の再分配のあり方を，ひとり親家族の問題は，根底的に問いかけている。

第3に，政治的回路の重要性を指摘しておきたい。社会運動による問題提起を受けとめて制度化する過程が重要であることを，ひとり親家族支援政策の形成・発展史は示唆している。Htun and Weldon (2018) がリアルに示しているように，ジェンダー関連イシューによって，左右の政権の感受性は異なるが，おそらく様々なタイプの政治的な回路のあり方が見いだされるであろう。

第4に，グローバルな視点からの分析が必要である。近年，国際結婚や移民の増加により，ジェンダーと階層の視点にくわえ，外国籍や移民のひとり親家族の問題も理論的，実証的に課題となる。また，国際的な合意（EU指令等）の影響に関する考察も今後の課題である。

本特集をつうじて，ひとり親家族をめぐる比較研究のさらなる広がりと，日本のひとり親家族をめぐるあり方を考える機会となることを願う。

（ふなばし・けいこ 静岡大学名誉教授）

（ゆざわ・なおみ 立教大学コミュニティ福祉学部教授）

（うおずみ・あきよ 城西国際大学国際人文学部教授）

（そうま・なおこ 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）

【補遺】

本研究は，日本経済研究センター研究奨励金（2012～2013），日本学術振興会科学研究費（基盤研究（C））「家族の多様化と政策的対応に関する国際比較研究」（2015～2017，課題番号15 K 03864）の研究成果である。

【引用文献】

Esping-Andersen, Gosta (1990) *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Polity Press (= 2001『福祉資

- 本主義の三つの世界——比較福祉国家の理論と動態』岡沢憲美・宮本太郎監訳、ミネルヴァ書房)。
- 藤原千沙 (2004) 「女性の所得保障と公的扶助」大沢真理編『福祉国家とジェンダー』明石書店, 199-232 頁
- 春木育美 (2020) 『韓国社会の現在——超少子化, 貧困・孤立化, デジタル化』中公新書
- Htun, Mala and Weldon, S. Laurel (2018) *The Logics of Gender Justice : State Action on Women's Rights around the World*, Cambridge : Cambridge University Press.
- 稲葉昭英 (2011) 「ひとり親家庭出身者の教育達成」佐藤嘉倫・尾島史章編『現代の階層システム [1] 格差と多様性』東京大学出版会, 239-252 頁
- Kilkey, Majella (2000) *Lone Mothers between Paid Work and Care*, Ashgate Publishing Ltd (= 2005 『雇用労働とケアのはざままで——20 カ国母子ひとり親家族支援政策の国際比較』渡辺千壽子監訳, ミネルヴァ書房)。
- 近藤理恵 (2013) 『日本, 韓国フランスのひとり親家族の不安定さとリスクと幸せ——リスク回避の新しい社会システム』学文社
- Leitner, Sigrid (2003) "Varieties of familism," *European Societies*, 5 (4) : 353-75.
- Lewis, Jane and Hobson, Barbara (1997) "Introduction," Lewis, Jane (ed.) *Lone Mothers in European Welfare Regimes : Shifting Policy Logics*, London ; Philadelphia : J. Kingsley Publishers, 1-20.
- 松江暁子 (2017) 「韓国の公的扶助制度における労働と福祉の連携——『労働能力のある者』への給付に着目して」『社会福祉学評論』第 18 号, 39-50 頁
- Michel, Sonya (1999) *Children's Interests/Mothers' Rights : The Shaping of America's Child Care Policy*, New Heaven and London : Yale University Press.
- 宮本太郎・イトベング・埋橋孝文 (2003) 「日本型福祉国家の位置と動態」エスピン-アンデルセン編『転換期の福祉国家』早稲田大学出版部, 295-336 頁
- 中村健吾 (2019) 「アクティベーション政策とは何か」『日本労働研究雑誌』No.713, 4-16 頁
- Nieuwenhuis, Rense and Maldonado, Laurie (2018) *The Triple Bind of Single-Parent Families : Resources, Employment and Policies to Improve Well-Being* : Policy Press.
- 仁平典宏 (2011) 「揺らぐ「労働」の輪郭——賃労働・アンパイドワーク・ケア労働の再編」仁平典宏・山下順子編著『ケア・協働・アンパイドワーク——揺らぐ労働の輪郭』大月書店, 11-44 頁
- Ochiai, Emiko (2019) "The logics of gender construction in Asian modernities," Lieyu Liu and Yamashita Junko (eds.) *Routledge Handbook of East Asian Gender Studies* : 13-35.
- OECD (2019) OECD Family Database CO2.2 : Child poverty, https://www.oecd.org/els/CO_2_2_Child_Poverty.pdf (2020.8.24 最終閲覧)。
- 下夷美幸 (2008) 『養育費政策にみる国家と家族——母子世帯の社会学』勁草書房
- 相馬直子・朴志允 (2009) 「韓国のシングルマザー政策」杉本貴代栄・森田明美編著『シングルマザーの暮らしと福祉政策——日本・アメリカ・デンマーク・韓国の比較調査』ミネルヴァ書房, 70-117 頁
- 杉本貴代栄・森田明美編著 (2009) 『シングルマザーの暮らしと福祉政策——日本・アメリカ・デンマーク・韓国の比較調査』ミネルヴァ書房
- 田村哲樹 (2011) 「労働／ケアの再編と「政治」の位置」仁平典宏・山下順子編著『ケア・協働・アンパイドワーク——揺らぐ労働の輪郭』大月書店, 191-220 頁
- 余田翔平 (2012) 「子ども期の家族構造と教育達成格差——二人親世帯／母子世帯／父子世帯の比較」『家族社会学研究』24 (1), 60-71 頁